

## 弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会

### 1 いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組

#### ○事務局説明（学校指導課長）

##### （1）いじめ防止基本方針について

- ・いじめ根絶に向けた市民運動として取り組むための理念を示した「子どもの笑顔を広げる弘前市市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」及び行動計画をもって、「弘前市いじめ基本方針」としている。
- ・各小・中学校においては、「いじめ防止対策推進法」及び「子どもの笑顔を広げる弘前市条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」及び行動計画を反映した「学校いじめ防止基本方針」を策定している。

##### （2）組織の役割及び設置について

- ・「ひろさき教育創生市民会議」は、「いじめ防止対策推進法」の「いじめ問題対策連絡協議会」の役割を果たす。いじめの未然防止について話し合い、市民の皆様から幅広くご意見やご指導いただきながら、市の取組や市民運動に生かすよう努めている。
- ・「弘前市いじめ防止等対策審議会」は、いじめの未然防止だけではなく、実際に起こったいじめへの対応の在り方等について、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家からご意見やご助言をいただき、市や学校の取組に生かすことを目的としている。また、小・中学校でいじめの重大事態が起こった場合には、調査部会を組織して、調査を実施する。

##### （3）市の取組の主なものについて

- ・子どもたちの意識を高めるための取組  
「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」、「いじめ防止に係る標語及びロゴマークの募集」、「弘前子ども議会」などを行っている。  
平成27年度の「弘前子ども会議」では、「いじめのない学校にするためには、どうすればよいか」をテーマの1つとして、各校から出された意見を交換し、「子ども宣言」としてまとめている。
- ・市民に対する啓発活動  
「リーフレットの毎戸配布」、「標語ポスターの掲示」、「缶バッチの作成」、「のぼりの掲示」などを行っている。
- ・学校における取組  
各校においては、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を中心に、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証等を行っている。
- ・児童生徒のいじめの状況について  
アンケート及び教育相談を計画的に実施することで把握するとともに、早期発見・未然防止に努めている。また、月に1度、学校から教育委員会にいじめの状況について報告することとなっている。

・いじめ発生時において

教育委員会に一報を入れるとともに、緊急の会議を開催して、情報の迅速な共有や関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行うことができるようにしている。

・いじめ重大事態の発生時

「学校が調査主体となる場合」と「教育委員会が調査主体となる場合」がある。「教育委員会が調査主体となる場合」には、この「弘前市いじめ防止等対策審議会」に調査部会を組織して、調査を実施する。

児童生徒又はその保護者が再調査を希望する場合は、市長部局の「弘前市いじめ問題再調査委員会」が再調査する場合もある。

○今委員 重大事態発生ということは、命に係わることも含まれるのだろうと思うが、その他にどういうことを想定して重大事態というふうに考えているのか。

○事務局（課長）

推進法の中で規定している重大事態とは、法第28条に、当該学校に在籍している児童等の生命、心身、または、財産に重要な被害が生じた疑いがあると認めるときと規定されている。

○今委員 高校生の場合も我々審議会の対象になるのか。

○事務局 基本的には義務教育の範囲。市教育委員会が管轄しているということで小学校、中学校。高校は県教育委員会が直接の関連となる。

○鍋嶋委員 重大事態で学校を長期欠席している場合もありうると思うが、それらについてどのように把握しているのか。

○事務局 時期ごとの定期的な報告がある。生徒指導状況報告書により、学期ごとや年間の欠席数など、いろいろな形で把握するという方法は取っている。可能な範囲で学校から情報を貰っている。

○今委員 欠席の理由は、不登校かも知れないし、いじめかも知れないし、病気かも知れない。その内容は把握しているのか。

○事務局 基本的には本人の申告及び保護者の申告が欠席の理由ということで記録していくということになる。

○今委員 不登校というのは何日以上欠席すると不登校とみなすとか規定があるのか。

○事務局(工藤指導主事)

文部科学省の規定では30日以上。市の方で報告を求めているところでは7日以上。3日休んだら学校から連絡を取りましょうということで、7と30が日数の目安、基準になっている。7日以上の場合は理由も付けて報告になる。

○高橋委員 この審議会は、いじめの調査が必要な場合があるのか。県の審議会でも聞き取り調査をしたときに学校と温度差があったというような報告があった。この会議ではどこまで聞き取りなどするのか。学校と連携して行うという役割があるのか。

○事務局 事態によっては、かなり緊密に情報交換をしなければならない場合も出てくる。

○高橋委員 その場合、子どもたちの調査でも無記名でやるとか、記名でやるかで上がってくる情報が違ってくる。調査は難しいのではないか。そういう事例を見ていると様々な問題も出てくるので、この役割は大きい。個人情報保護の問題もある。

○事務局(課長)

基本的にはあくまでも未然防止のために、定例会議では委員の皆様からは貴重な専門的なご意見いただきながら、現時点でできること、できないことに対して情報を共有していく。

○今委員 重大事態が発生した場合には調査部会も設けるのか。我々委員の中からも何人か入って、外部からも専門的な方が来て調査部会というのを設けるのか。

○事務局 委員の皆さんから互選で選んでいただく場合もあるでしょうし、委員の皆さんそっくり調査部会となる場合もあるでしょうし、事態にもよるが、委員の方がメンバーとなる。

○鍋嶋委員 調査の方法とか、どのような内容でどの程度の報告書を作るかで人も変わってくるでしょうし人員も変わってくる。また、具体的ないじめの内容や疑いの内容でも変わってくるということではよろしいか。

○今委員 保育園も入るのか。

○事務局 幼稚園までだが、最近は認定こども園もある。中学生と高校生、小学生と高校生という例もあるので、高校生を全く相手にしないということではなく関わりは出てくる。

2 本市におけるいじめに関する現状報告

(非公開)

### 3 いじめへの対応、未然防止の取組等の審議

○議長 未然防止の取組について報告があったが、未然防止について皆様のご意見を伺いたい。

○高橋委員 私がスクールカウンセラーとして中学校に行った時に、先生方も参加して、アサーショントレーニングを5年間、全学年全クラス実施した。

特に、新入生には、予防マニュアルを作って、言葉がきついとこうなるとか、こういうのは人の心を傷つけるとか、ワークショップを50分で実施した。

入学する生徒が5～6の小学校から来る大規模な中学校だったので、複雑な人間関係があった。予防というか、子どもの心の中に、くさびを打つような取組だった。

子どもたちに、いじめは駄目だよとか、こんな言葉使い駄目だよとか、いくら言葉で言って聞かせても、なかなか難しいものだとも感じている。

○鍋嶋委員 弁護士としては、一般的にいじめというのはかなり対応が異なるものであり、すべてが学校の責任を伴うものでない。

仲間はずれにされたとか、悪口を言われたとか、小さなレベルのいじめから、ケアしていかないと、どんどん悪質化、エスカレートしていくいじめもあり、その対応は難しいものだと感じている。

些細なことであっても重大な結果が生じてしまうことがある。悪口を言われたその人にとっては大きな問題であって、最終的には重大な結果になってしまう。仲間はずれにならないように普段から気にしていても、重大な結果が生じてしまうこともある。

今、弁護士会としては、些細なことであっても重大な結果が生じてしまうような事例を扱った授業を準備しようと検討している。

本人が認識していないだけで実際は大きな話なのかもしれないということを、子どもたちによく知ってもらいたい。

些細なことから重大な結果が生じてしまうのがいじめなので、なるべく小さな段階で発見して対処すべきだと思う。件数的に少ないからいいかというそれは逆で、逆に発見できていない部分が多いんじゃないかという話になる。

いじめは小さなところから防止することが大事だというのが弁護士会の見解でもある。

○今委員 外部講師が学校に来て、子どもに伝えることが大事なのではないか。子どもたちも外部の人が話せば、結構真剣になると思う。

○鍋嶋委員 弘前市においては、人権擁護委員会の方が、いじめに関する講義をすることもあるのか。一定の効果を上げていると聞いている。

○事務局（学校指導課長）

私も先任校で3年間、毎年来てもらっていた。2回と同じ先生が同じクラスに入らないように配慮していただいた。外部の講師が目の前に立てば新鮮で、違う人が話をすれば同じ話を聞いても違う人から聞くとまた違ってくる。積極的に人権擁護委員会の皆様には頑張ってもらっている。

○中村委員（議長）

医療関係ではリスクマネジメントがあり、どんな時に注意しなければいけないとか、どんな時に注意しようとか、ケースを詳しくあげることがある。

たとえば、スクールカウンセラーに協力してもらいながら、子どもの生い立ちから、気性歴、現状歴とか、いじめられた状況であるとか、加害者と推定される人の話とか、どういう点が問題であって、どのように解決していったかなど、事例報告として詳しく残されると、私たちも検討していくことができる。

事例に関して、どんな点に注意していかなければならないかとか、ポイントが事例において分かってくるので、一番の兆しがどういうところにあったかとか、子どもがいじめられた時点の前になにがあったかとか、もう少しまとめていかれると今後の対策に繋がっていくのではないかと。

先ほどの報告に関しても、詳細なところが不明確なので、それも事例として、本人がどういうところがいじめと感じたのか、毎年のように訴えているが、カウンセリングの内容とか、本人の訴えた内容とか、そういうところをもう少し明確にすると、なぜそんなに続いて訴えているのか、そういうことも分かってくる。

また、小学校6年生から中学校に上がる時に、それをどういうふうに情報として繋げているか。中学校に進学したらいじめが無くなったとか、いじめる人がいなくなったとか、どういう状況で解決に至ったかとか、もう少しデータとして詳細に報告書を残すと検討することができる。

医療畑では、インシデントとあって、重大な事例に至らなくてもちょっとしたことで報告しなければならない。患者さんに障害が起これなくても報告するようになっているので、そういう透明な形でやっていけるといいのかなということ。

先ほど、鍋嶋先生からお話がありましたが、いじめについての講義とかプログラムが最近いろいろあるので、先生方がこういったプログラムの講義ができるように講師の方に教えてもらうなど、現場の先生方が講義できるように教育プログラムを考案していかれると、弘前市全市のどんなところでも講義が出来る先生がいる状況になり、効率的に進めることができる。

学校風土というのがある。いじめや問題が起これやすい学校とか、そういうのが起これずにまとまりがあって連携がうまくいっている学校とか学校差がある。風土において起これやすい学校があると思うので、そこを重点的に整備するなど、強弱をつけていじめ対策を行っていくことで、より効果的ないじめ防止の対策になっていくと感じる。